

役員報酬規定

特定非営利活動法人アイダオ
令和2年1月13日施行

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人アイダオの役員の報酬に関する事項を定めたものである。

(役員の種類)

第2条 この規程において役員とは、法人総会で選任された理事及び監事をいう。

2 役員待遇の相談役・顧問・嘱託等については、この規程を準用するものとする。

(報酬の決定)

第3条 理事の有償・無償及び報酬総額は法人総会の承認により決定する。その配分は理事会で決定し、理事長が決裁する。

2 監事の有償・無償及び報酬総額は法人総会の承認により決定する。その配分は理事会の協議で決定する。

(役員報酬の体系)

第4条 役員報酬の体系は、報酬と役員手当とで表示する。ただし、非常勤役員については報酬のみとする。

2 従業員兼務役員の報酬は、従業員分給与と役員手当とに分けて表示する。

(通勤費)

第5条 原則通勤費は支給されない。

(支給方法)

第6条 報酬の支給は月額制とし、毎月の従業員給与の支払い日に支給する（支給日当日が休日の場合は直前の営業日に繰り上げる。）。

(計算期間)

第7条 報酬の計算期間は毎月1日より毎月末日までとする（従業員兼務役員も含む）。

2 役員が月の途中で退任する場合には1か月分を支給する。

（非常勤役員の報酬）

第8条 非常勤役員の報酬は、原則支給しない。

（長期欠勤役員の報酬）

第9条 役員が疾病その他やむを得ない理由により、長期にわたって欠勤した場合の報酬は、原則として所定の報酬額を支払う。ただし、役員手当については理事会の決議によって決定する。

（控除）

第10条 所得税、地方税、社会保険料及び本人から申し出のあった貸付金・立替金等は毎月の役員報酬から控除されるものとする。

（役員報酬の改定）

第11条 役員報酬については、定期昇給は行わないものとする。

2 法人総会において同一人物が再任された場合には、その任期の更改時に報酬額の増減を行うものとする。

（役員賞与）

第12条 役員賞与は原則支給されない。

（退職慰労金）

第13条 原則、退職慰労金は支給されない。

(附則)

第14条 この規程は、令和2年1月13日から実施する。